

内閣府

○ 令第二号

国土交通省

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十五条第二項及び道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第四条第五項の規定に基づき、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年六月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

国土交通大臣 赤羽 一嘉

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令

総理府

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年 令第三号）の一部を次のように改正す

建設省

る。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

改正後

附則

〔1～5 略〕

6 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の種類、設置場所等は、別表第一に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識は、公安委員会が設置するものとする。

種類	番号	表示する意味	設置場所
		交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、令和三年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関する人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいように、当該自動車の前面及び後面にその旨を示す標章（公安委員会又は令和	大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点

改正前

附則

〔1～5 同上〕

6 令和二年九月三十日までの間は、規制標識の種類、設置場所等は、別表第一に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識は、公安委員会が設置するものとする。

種類	番号	表示する意味	設置場所
		交通法第二十条第二項の道路標識により、車両通行帯の設けられた道路において、令和二年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会に関する人又は貨物を輸送する事業の用に供する自動車として公安委員会が指定するものであつて、前方又は後方から見やすいように、当該自動車の前面及び後面にその旨を示す標章（公安委員会又は平成	大会関係車両等専用通行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点

<p>大会関係車両等専用通行帯</p>	<p>(1-A)</p> <p>三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会が交付したものに限る。）を付けたもの（以下「大会関係車両」という。）その他公安委員会が指定する自動車が行き通じなければならない車両通行帯（以下この項において「大会関係車両等専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>
<p>大会関係車両等専用通行帯</p>	<p>右に同じ。</p>
<p>大会関係車両等専用通行帯</p>	<p>(1-A)</p> <p>三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第八条第一項に規定する組織委員会が交付したものに限る。）を付けたもの（以下「大会関係車両」という。）その他公安委員会が指定する自動車が行き通じなければならない車両通行帯（以下この項において「大会関係車両等専用通行帯」という。）を指定し、かつ、他の車両（小型特殊自動車、原動機付自転車及び軽車両を除く。）が通行しなければならない車両通行帯として大会関係車両等専用通行帯以外の車両通行帯を指定すること。</p>
<p>大会関係車両等専用通行帯</p>	<p>右に同じ。</p>

〔略〕	(1-B)	<p>行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）</p>
<p>備考</p> <p>〔略〕</p>	<p>7 令和三年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第二に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識の柱の規格については、別表第二規制標識の部分本標識板及び柱の規格の項の規定を準用する。</p> <p>〔略〕</p> <p>備考 〔略〕</p> <p>8 令和三年九月三十日までの間は、規制標示の種類、設置場所等は、別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p> <p>9 令和三年九月三十日までの間は、規制標示の様式は、別表第六に規定するもののほか、次の表のとおりとする。</p> <p>〔略〕</p>	

〔同上〕	(1-B)	<p>行帯の前面及び大会関係車両等専用通行帯内の必要な地点における左側の路端（歩道、自転車道又は自転車歩行者道を有する道路にあつては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道の車道側）</p>
<p>備考</p> <p>〔同上〕</p>	<p>7 令和二年九月三十日までの間は、規制標識の様式は、別表第二に規定するもののほか、次の表のとおりとし、同表に規定する規制標識の柱の規格については、別表第二規制標識の部分本標識板及び柱の規格の項の規定を準用する。</p> <p>〔同上〕</p> <p>備考 〔同上〕</p> <p>8 令和二年九月三十日までの間は、規制標示の種類、設置場所等は、別表第五に規定するもののほか、次の表のとおりとする。</p> <p>〔同上〕</p> <p>9 令和二年九月三十日までの間は、規制標示の様式は、別表第六に規定するもののほか、次の表のとおりとする。</p> <p>〔同上〕</p>	

備考  
「略」

備考 表中の「」の記載は注記である。

備考  
「同上」

附 則

この命令は、令和三年七月一日から施行する。